

議案第89号

沼田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

沼田市職員の育児休業等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年12月6日提出

沼田市長 星野 稔

沼田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

沼田市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 沼田市職員の定年等に関する条例第9条第1項及び第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第9条中「同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）」に改める。

第10条第1項中「正規の勤務時間」を「沼田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第8号。以下この条において「勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては当該非常勤職員について定められた勤務時間）」に改め、同条第2項中「沼田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年規則第7号）第12条第1項の規定による育児時間又は沼田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第8号）第15条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員」を「労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第15条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。